

## 『中津市産材利用住宅促進緊急 対策事業』改正の要点 (6月1日改正)

### ◎新築住宅

- ・面積要件がなくなりました。  
→「建築面積が70㎡以上」の項目が削除

### ◎増築住宅・改修住宅 (追加)

- ・増築や改修も対象となりました (新規)  
→改正前は新築住宅のみ対象
- ・面積要件はありません。
- ・補助金は上限40万円、下限4万円です。

中津市では、市産材の利用促進を図るため、「中津市産材」を利用した木造専用住宅への補助（中津市産材利用住宅促進緊急対策事業）を行っています。  
6月1日からは新築住宅のみでなく、増築・改修も補助対象となり、さらにこの制度が利用しやすくなりました。

# 『中津市産材』を利用した木造専用住宅への補助制度に増改修を追加！

### ◎補助要件 (6月1日改正後)

	新築住宅	増築・改修住宅
対象者	中津市に住所を有する人または新築住宅が完成後に、中津市に住所移転することが確実な人	中津市に住所を有する人または増改修などが完成後に、中津市に住所移転することが確実な人
補助金額	上限額 700,000円	上限額 400,000円
	下限額 70,000円	下限額 40,000円
	補助単価 スギ、マツ1㎡につき40,000円、ヒノキ1㎡につき60,000円	
補助条件	○中津市産材を利用して市内に木造の専用住宅を建築すること	○自ら居住するために増築または改修を行う住宅であること
	○年度末までに棟上が完了すること	○年度末までに中津市産材の利用を完了すること
	○部屋1室以上で便所と浴室が備えられていること	
	○原木が中津市内で生産され、かつ市内で製材された木材を使用したことを証明する証明書を提出すること	
	○市内の建築業者が施工すること	
	○補助対象者が市税などを完納していること	
	○その他補助金事業に必要な関係書類を事前に提出すること	

※ 申請手続きは、事前に行わなければ補助対象となりません。

※ 建築などを検討している人は、事前にご相談ください。



■問合せ・提出先 林政課 (☎22-1111・内線721)